

歎 願 書

今般八雲座、田中興行部ニ讓渡セラル、由デスガ就テハ私達ノ生活保証ノ爲メ左記事項ヲ實行サレタク歎願スル次第デス。

記

- 一、勤續慰勞金トシテ月給ノ十二ヶ月分ヲ支給サレタシ
- 二、從來ノ従業員中希望者ヲ新經營者ニ責任ヲ以テ引繼ガレタシ
- イ、即時給料ヲ二割昇給スルコト
- ロ、早出手當ヲ五十錢支給スルコト
- ハ、試寫手當五十錢ヲ支給スルコト
- ニ、消耗品一切ヲ館主負擔ノコト
- ホ、公休日ヲ月二回與ヘルコト
- ヘ、町廻リ手當ヲ金二圓支給ノコト
- ト、年二回費用館主ノ負擔ノ慰安會ヲ開催スルコト
- チ、病氣ニヨル休業ハ給料全額支給スルコト

リ、公傷ハ治療費全額館主負擔スルコト  
 ヌ、兵役ニ干スル一切ノ休業ハ其期間中給料全額支給スルコト  
 ト  
 ル、年二回賞與ヲ支給スルコト

右ニ對スル回答ヲ昭和七年六月二十二日午后四時迄ニ交渉委員ニナサレタシ

西山 典堂  
 太田 芳雄  
 竹村 美曉  
 都八 重治  
 中村 主計  
 鈴木 正美  
 水河 龍清  
 杵屋 蓮次